

東武軸連携外国人観光客誘客促進事業業務委託に係る公募型プロポーザルの参加者を次の通り募集する。

令和 3 年 7 月 14 日

会津若松市長 室 井 照 平

1. 業務概要

(1) 業務名 東武軸連携外国人観光客誘客促進事業業務

(2) 業務の目的

首都圏及び日光地域からの訪日外国人観光客の誘客を進めるため、日本の歴史文化や自然を深く理解したいと考えている欧米豪からの FIT をターゲットとし、令和 2 年度までに会津若松市、下郷町、南会津町で連携し造成した旅行商品や観光コンテンツについて広く PR を行う。また、令和 2 年度に棚卸しを行った観光コンテンツについて商品化に向けた内容の深化を実施するとともに、各観光コンテンツの受入態勢の整備及び充実を図る。

【対象市場・ターゲット層】

訪日旅行における観光消費額単価が高い欧米豪の若い富裕層に多い「日本探求型」（本物志向で、かつ、チャレンジ精神が旺盛）タイプをターゲットとする。ただし、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により訪日外国人観光客が見込めないことから、テストツアー及びモニターツアーの実施にあたっては欧米豪を母国とする在日外国人を招請する。

(3) 業務の内容

① 着地型旅行商品の受入体制の磨き上げ

令和 2 年度までに造成、販売に至った着地型旅行商品のうち、以下についてテストツアーを実施する。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年度においてもインバウンドの集客は困難であると予想されることから、将来的なインバウンドの回復を見据え、実際の訪日外国人観光客受入れを意識した受入体制の検証及び磨き上げを行うことによって、現場のサービス品質の向上を図ると同時に、顧客の満足度向上に繋げる実践的な訓練の機会を提供する。

② 着地型旅行商品のプロモーション

欧米豪の富裕層に多い「日本探求型」タイプに訴求力の高い観光プロモーションを実施し、アフターコロナに向けた旅行先として会津地域への来訪意欲を喚起すると同時に、令和 2 年度までに造成した着地型旅行商品の PR を行う。併せて、欧米豪本国への波及的な情報発信を目的とし、欧米豪の在日外国人をターゲットとしたプロモーションを実施する

③ 鉄道コンテンツの深化

令和 2 年度において、「乗って楽しい観光列車」をテーマに、日光・会津エリアの鉄道コンテンツの棚卸し及び試験的な運行を実施した。この鉄道コンテンツを深化させるとともに、会津若松市、下郷町、南会津町の魅力的なコンテンツを提供する事業者の参画を通じて地域振興に寄与する着地型旅行商品として造成する。

(4) 履行期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 25 日まで

(5) 業務に係る委託料上限額

6,000,000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※消費税及び地方消費税の額は、税率 10%で計上すること。

※なお、委託料上限額は、本市及び連携先である下郷町、南会津町を含む三市町の合計額である。契約は三市町それぞれとの締結とし、契約額は本事業総額を三等分した額となるので、注意すること。公募については、三市町合計の委託料上限額により行うものとする。

(但し、上記金額には、着地型旅行商品の受入体制の磨き上げに係る費用、着地型旅行商品のプロモーションに係る費用、鉄道コンテンツの深化に係る費用、その他事業実施に係る必要経費を全て含む。)

2. プロポーザルを適用する理由及び効果

プロポーザルの実施により、価格のみの競争ではなく、欧米豪の FIT 層向けにより高い訴求力につながる優れた提案を採択することができ、効果的な事業実施が見込まれるため。

3. 参加資格要件等

参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、以下の事項を充足していることを条件とする。

- ① 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成 16 年会津若松市告示第 90 号）第 5 条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成 25 年 4 月 1 日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- ④ プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- ⑤ 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成 19 年 12 月 14 日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、募集要項において求める要件を満たしていること。

4. 公募から契約締結までのスケジュール

| 日程 | 時間 | 内容 |
|-------------|-----------|-----------------|
| 7 月 14 日（水） | — | 公募開始（公告日） |
| 8 月 5 日（木） | 17 時 00 分 | 質問受付締切 |
| 8 月 10 日（火） | 17 時 00 分 | 参加意向申出書締切 |
| 8 月 12 日（木） | — | 提案書受付期限 |
| 8 月 20 日（金） | — | 選考委員会開催・受託候補者選定 |
| 8 月下旬 | — | 結果通知、契約締結 |

5. 質問方法

- (1) 受付期間 令和3年8月5日(木) 17時00分必着
- (2) 提出場所 会津若松市観光商工部観光課
〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3-46
電話：0242-39-1251 FAX：0242-39-1433
- (3) 提出方法 質問書(第2号様式)を観光課へ、FAXまたは郵送で提出すること。
FAXの場合は、送付後観光課へ確認の電話をすること。
※直接持参した場合は、受理しない。
※電話又は訪問による質問を行った事業者は失格の取り扱いとするので注意
すること。(挨拶等を目的とした事前の訪問についても同様。)
- (4) 回答方法 質問書への回答については、随時行う。なお、質問者にはFAXで回答することとし、併せてその内容についてホームページに掲載する。

6. 参加意向申出及び辞退の方法並びに様式等の入手方法

- (1) 提出期限 令和3年8月10日(火) 17:00必着
- (2) 提出場所 会津若松市観光商工部観光課(4の(2)と同じ)
- (3) 提出方法 参加意向申出書(第3号様式)を観光課へ、FAXまたは郵送で提出すること。
FAXの場合は、送付後観光課へ確認の電話をすること。
※直接持参した場合は受理しない。
- (4) 辞退方法 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに
辞退届(第4号様式)を観光課へ、郵送または持参で提出すること。
- (5) 様式等の入手方法
参加意向申出書等の様式については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、郵送等による配布は行わない。
(掲載場所)
トップページ>事業者の方へ>分野別(入札情報)>3.公募(プロポーザル方式等)

7. 企画提案書の提出及び作成方法

- (1) 宛 先 〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 観光課 行
- (2) 提出期限 令和3年8月12日(木) 会津若松郵便局必着
※令和3年8月10日(火)から令和3年8月12日(木)までの間に会津若松郵便局に到着するよう、簡易書留または一般書留の定形外郵便物として郵送すること。郵便局留の保管期間は10日間であるため、厳守すること。
※直接持参した場合には、失格とし、受理しない。
- (3) 封 筒 別紙のとおり記載すること。
- (4) 企画提案書の内容
①会社概要・業務実施体制 ②類似業務の実績 ③業務に対する考え方 ④企画案 ⑤工程計画 ⑥見積明細書

(5) 企画提案書の様式

- | | |
|-------------------|---------|
| (別紙様式1) 表題 | (1枚) |
| (別紙様式2) 会社概要書 | (1枚) |
| (別紙様式3) 業務実施体制 | (1枚) |
| (別紙様式4) 類似業務の実績 | (1枚) |
| (別紙様式5) 業務に対する考え方 | (1枚) |
| (任意様式) 企画案 | (10枚以内) |
| (任意様式) 工程計画 | (1枚) |
| (任意様式) 見積明細書 | (1枚) |

(6) 企画提案書作成上の注意点

- ①企画提案書は、A4判縦、片面、横書き、文字は11ポイント以上とすること。また、左綴じで1冊にまとめること。
- ②書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ること。
- ③提案書の内容に不足がある場合、その項目は0点とする。
- ④企画案においては、別紙「東武軸連携外国人観光客誘客促進事業要求水準書」の業務内容について具体的な提案内容を記載すること。

- (7) 部 数 8部（ただし、正本1部、副本7部とする。正本には押印し、副本は正本のコピーで可とする。）

8. 審査方法

(1) 審査体制

審査は、会津若松市が依頼した5名の委員により組織された選考委員会が行う。

(2) 審査方法

提案書及び提案者へのヒアリングにより、審査基準をもとに審査を行う。

(3) 日時

令和3年8月20日（金） ※時間は後日連絡する。

(4) 場所

会津若松市役所栄町第二庁舎一階 第三会議室（待合所は後日連絡する）

〒965-8601 福島県会津若松市栄町5-17

(5) ヒアリングの方法

- ①ヒアリングへの出席は2名までとする。
- ②ヒアリングの順序については、参加意向申出書の提出順とし、その順番及び時間については、令和3年8月10日（火）以降にFAXにて連絡する。
- ③プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿って説明すること。
- ④プレゼンテーションの時間は、各団体20分程度（内容説明10分以内、質疑応答10分程度）とする。
- ⑤ヒアリングの際に新たな説明資料等の持ち込みは禁止する。

9. 審査基準

別紙「東武軸連携外国人観光客誘客促進事業業務委託プロポーザル企画提案審査基準」による。

10. 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員にFAXで通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、提案者は、本プロポーザルに関する一切の事項について異議、その他苦情の申出をすることはできない。

11. 失格条項

以下の事項に該当した場合は失格とする。

- ①提案書その他提出書類の提出期限及び提出方法を遵守しなかった場合並びに提出部数に不足があった場合
- ②提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③選考委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合
- ④所管課の職員に電話又は接触により、不正にプロポーザルに係る情報を得ようとする、又は得た場合
- ⑤前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると市長が判断する不正な行為を行った場合
- ⑥その他選考委員会が不適格と認める場合

12. 契約手続

本プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。

会津若松市は、委員会で選定された提案者との間で、仕様書の内容について企画提案書を踏まえた協議を行った上で、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

選定された提案者は、市との契約締結に当たり、契約予定額の100分の10以上の額の契約保証金を会津若松市に納入すること。ただし、会津若松市財務規則第105条に適合する提案者については、この限りではない。その他、契約締結に当たっては、会津若松市財務規則等に基づき行う。

13. その他留意事項

- ①企画提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ②提出した書類等の返還はしない。
- ③提出した提案書について、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ④ヒアリングを指定された日時は厳守することとし、天変地異等のやむを得ない事情で遅刻、欠席する場合は、速やかに観光課まで連絡すること。
- ⑤提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、受託候補者の選定を行う。
- ⑥資格者名簿に登録されている事業者にあつては、通常の入札等同様、使用印鑑登録印を使用し、委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成を行うこと。

1 4. 問い合わせ先（担当課）

会津若松市観光商工部観光課

〒965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号 会津若松市役所第三庁舎

電話番号 0242-39-1251 ファクシミリ 0242-39-1433

電子メール kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp